

平成25年7月31日
日本原子力発電株式会社

原子力規制委員会に対する異議申立書に関する
『「本件処分に対する異議申立ての理由」の補充について』
の提出について

当社は、平成25年7月16日に原子力規制委員会に提出した敦賀発電所2号機使用済燃料貯蔵設備に関する報告徴収命令に対する異議申立書に関し、本日、添付の書面を提出しましたので、お知らせいたします。

本件は、上記異議申立書に記載した申立て理由について、7月29日に当社が原子力規制委員会に対して口頭で行いました意見陳述の内容を反映することで、当社が行っている異議申立ての理由をより明らかにするために提出したものです。

○添付資料：「本件処分に対する異議申立ての理由」の補充について

以 上

平成 25 年 7 月 31 日

原子力規制委員会

委員長 田中 俊一 殿

異議申立人 日本原子力発電株式会社

代表者 取締役社長 濱田 康男

代表者 取締役副社長 増田 博

代表者 取締役副社長 市村 泰規

「本件処分に対する異議申立ての理由」の補充について

当社が貴委員会に提出した平成 25 年 7 月 16 日付異議申立書（平成 25 年 7 月 29 日付で一部補正）の添付書類（1）「本件処分に対する異議申立ての理由」中、第 1. 1.（1）について、平成 25 年 7 月 29 日に当社が貴委員会に対して行った口頭での意見陳述の内容を反映し、下記のとおり補充します。

記

第 1. 本件処分は、誤った判断等に基づく違法な行政処分であることについて

1. D-1 破砕帯が「耐震設計上考慮する活断層である」との判断は誤りであること

（1）当社の破砕帯調査の結果を踏まえた判断

かねてより当社は、旧原子力安全・保安院及び旧原子力安全委員会、さらには原子力規制委員会及び原子力規制庁の指示・要請又は了解に基づき実施してきた破砕帯調査により得られた観察事実及びデータに基づく分析結果等から、D-1破砕帯が耐震設計上考慮する活断層ではないこと、すなわち後期更新世以降の活動が否定できないものには当たらないことを明らかにしてきたところである。

平成25年4月24日に行われた第4回評価会合において、有識者会合は、D-1破砕帯、G断層、K断層の連続性については、「D-1破砕帯、G断層、K断層は一連の構造である」、「事業者がG断層をD-1破砕帯とした根拠は明確でない」、「K断層はD-1破砕帯と一連の構造である」との見解を示していたが、当社は、露頭調査、ボーリング調査、試掘坑調査などにより破砕帯部を確認し、走向・傾斜の類似性、最新活動面の変位センスの類似性を検討し、連続性、妥当性を確認した結果、D-1破砕帯とG断層が一連であり、K断層は一連ではないと評価していた。

D-1破砕帯の活動性については、有識者会合は、D-1破砕帯が「耐震設計上考慮する活断層である可能性が高く、また至近距離にある浦底断層と同時に活動し、直上の重要な施設に影響を与えるおそれがある」との見解を示していたが、当社は、G断層を含むD-1破砕帯及びK断層について、上載地層法による評価を行い、これらの上に載っている堆積層の下層に約12万年前の火山灰である美浜テフラを確認しており、これによりD-1破砕帯、K断層ともに約12万～13万年前の後期更新世以降に活動していないと評価していた。

また、薄片試料観察による変位センスの認定については、有識者会合は、「同じ変位センスを持つということだけをもって、D-1破砕帯とG断層とが同一のものであり、D-1破砕帯に活動性がないという事業者の判断は根拠が薄い」との見解を示していたが、当社は、薄片試料観察により、最新活動面の変位センスを断定することは可能であり、認定の妥当性を確認するため、CT画像解析、顕微鏡による条線観察を行った結果、薄片試料観察で行ってきた最新活動面の認定に問題はなく、変位方向についても条線観察によるものと調和的であったことを確認していた。

さらに、火山灰による年代評価の妥当性について、有識者会合では、「事業者は、D-1 破砕帯が活動しないものと判断するに十分な立証ができるようなテフラ分析データを示しているとは認められない」との見解を示していたが、当社は、検出されたテフラの同定方法は妥当で、D-1 破砕帯の年代評価結果には十分な信頼性があり、⑤層下部には約12万年前の美浜テフラを確認していた。

このようなことから、当社はこれまでも一貫して、調査に基づく客観的事実とデータにより、K断層はD-1 破砕帯ではなく、2号炉原子炉建屋まで延びていないこと、G断層はD-1 破砕帯であり、G断層を含むD-1 破砕帯及びK断層は後期更新世以降に活動していないこと、即ち、耐震設計上考慮する活断層ではないことを、具体的な調査データに基づき科学的に説明してきた。

当社は、従前原子力規制委員会に対し、平成25年6月末までに追加調査を終了し、その結果を取りまとめた報告書を速やかに提出するので、この報告を踏まえた判断を行ってほしい旨強く要望してきたものの（当社が原子力規制委員会に提出した平成25年4月26日付文書）、有識者会合は、平成25年5月15日開催の第5回評価会合において、当社が実施している調査結果を待つことなく、「現在までに得られたデータ等をもとに「敦賀発電所2号炉原子炉建屋直下を通るD-1 破砕帯については、後期更新世以降の活動が否定できないものであり、したがって、耐震指針における「耐震設計上考慮する活断層」である。」旨判断できるとしたものである。」と結論付ける内容の評価書（平成25年5月15日付「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の敷地内破砕帯の評価について」）を取りまとめた。

これに対し、当社は、平成25年5月17日に原子力規制委員会の各委員に対し、文書により、真に科学的な観点から議論を行い、客観的なデータと根拠を明確にした上で、改めて結論を出すよう強く要請した。

しかしながら、同月22日開催の原子力規制委員会は、何ら独自の検討をすることなく、有識者会合の評価書を了承した。

これに対し当社は、同日、原子力規制委員会に対し公開質問状を提出するとともに、「当社がかねてより、有識者会合の審議の進め方等について改善を求めるとともに、客観的データによる科学的、技術的な判断を行うよう、再三に亘り要望してきており、17日にも田中委員長以下委員各位に対してこれらについて改めて要請したところである。しかしながら、これらを何ら考慮することなく、また、これまでの審議経過・内容等を何ら詳細に検証することなく、報告書が了承されましたことは、規制権限を行使する規制当局として、誠に不適切であり、当社として断じて受け入れることはできない。当社としては、引き続き実施中の調査に精力的に取り組み、6月末までに調査を終了し、とりまとめて最終報告書を提出する予定である。この最終報告を踏まえ、規制委員会として、科学的観点から改めて議論して頂くよう、強く要請する」とのコメントを発表した。

その後、当社は原子力規制委員会に対し明言していた通り、平成25年6月末で調査を終了し、同年7月11日に「敦賀発電所 敷地の地質・地質構造 調査報告書」(添付書類(2)参照)を提出した。以下、その概略について述べるが、この報告書により当社のこれまでの調査結果、データをさらに補強し、その結論の妥当性を一層明確に立証できたものと確信している。

① K断層とG断層及びD-1破砕帯の活動時期

以下の確認等により、K断層とG断層及びD-1破砕帯は、⑤層下部(美浜テフラを含む地層)に変位・変形を与えておらず、後期更新世以降(12~13万年前以降)は活動していない。したがって、連続性を問うまでもなく、「耐震設計上考慮する活断層」ではない。

- ・ 新たな文献調査や分析の結果、⑤層下部の美浜テフラは広範囲にわたって降灰した火山灰であり、その降灰時期は約12.7万年前であることを実証的に確認(「美浜テフラの年代を一層明確に特定」)。
- ・ ③層で確認された普通角閃石は、過去の海上ボーリングの分析で検出された普通角閃石(中期更新世である約13万年前以前)

と同じ普通角閃石であることを確認。

- ・ いずれの箇所においても，上載地層の火山灰は，整合的な層序（堆積の順番）を成しており，逆転はないことを確認。
- ・ K断層は2箇所③層上部に変位・変形を与えていないことを確認。

② K断層とG断層及びD-1破砕帯の連続性

以下の確認等により，K断層は途中で消滅し，2号炉原子炉建屋の方向には延びていない。また，G断層及びD-1破砕帯は一連の構造であるが，K断層とは一連ではない。

- ・ K断層はD-1トレンチの外の南側③層内で消滅している（変位が急激に減少し，ほぼ認められなくなる）ことを確認。
- ・ G断層及びD-1破砕帯は，走向・傾斜，性状及び変位センスがよく一致しているが，K断層は異なっていることを確認。

なお，有識者会合の評価書に対しては，当社は，平成25年5月17日に原子力規制委員会各委員に対し提出した要請書において，既に反論してきたところであるが，改めてその概要を次に述べる。

まず，D-1破砕帯，G断層，K断層の連続性については，有識者会合は，「G断層は，K断層とともにD-1破砕帯の延長に近い位置にあり，断層の形状（走向・傾斜）もD-1破砕帯のそれとよく一致していること」及び「K断層とD-1破砕帯の厳密な連続性は必ずしも確認されていない」としながら，「一般的に断層の走向は直線的に延びるとは限らず，屈曲して方向が多少変化したり，いったん途切れて分岐したり，並走したりする」といった概念のみから，K断層，G断層については，「D-1破砕帯と一連の構造である可能性が高いと考える」としている。当社は，このような推測的な根拠のみで判断するというのは科学的とは言えないと考えるが，この点の科学的妥当性については，原子力規制委員会においては何らの検証もなされていない。

特に，当社が，データに基づき，ずれの変位センスの違いによってK断層とD-1破砕帯（G断層を含む）とは連続していないと主張していることについて，「適切に最新活動面の変位センスを認定し

ていない可能性がある」と一方的に決めつけ、技術的な決着を見ないままに当社の主張を切り捨てる一方、上述のような、およそ科学的とは考えられない根拠のみで断定するということは、公平・公正ではなく、また科学的合理性のある判断とは言えない。

次に、D-1 破砕帯とK断層の活動性については、有識者会合は、「日本原電による⑤層の堆積時期の認定が不十分であること、③層は⑤層と堆積時期に大きな差がなく、比較的新しい地層と考えられることから、K断層について、後期更新世以降に活動した可能性が否定できない断層である」としているが、その根拠としている堆積時期については、「③層については、⑤層と不整合関係にあるが顕著な堆積間隙がなく、また、下位の②層に含まれる礫が著しく風化している状況と比べると上位③層中の礫は風化の程度が弱く、⑤層と同様に比較的新鮮である。これらのことから、③層と⑤層（約9.5万年前のK-T_z降灰層を含んでいる地層）は、それ程堆積時期に差がないと考えられるため、有識者会合は、③層についても、後期更新世の地層である可能性が否定できない」というように、感覚的な推量のみにより一方的に決めつけており、科学的合理性のある判断とは言えない。

特に、当社が、上載地層である後期更新世以降の地層に変位を与えていないことから、K断層は後期更新世以降は活動していないと主張することについては、年代判定の問題について「信頼性がかなり低いものとする」と一方的に決めつけ、技術的な決着を見ないままに切り捨てる一方、上述のような感覚的推量と飛躍した論理により結論づけるということは、公平・公正ではなく、また科学的合理性のある判断とは言えない。これらの点の科学的妥当性についても、原子力規制委員会においては何らの検証もなされていない。

さらに、データの信頼性の点については、有識者会合は、「⑤層下部で確認したとする火山灰について、降灰層準の認定及び火山灰の同定が不十分である」とするとともに、「適切に最新活動面の変位センスを認定していない可能性がある」としていたが、「活動年代の特定」と「変位センスの特定」の問題については、いずれも当社は客観的な事実やデータを提示し、それをもとに科学的に実証しており、当社としてはそのやり方が妥当であると考えている。この点につい

ても報告書（添付書類(2)参照）でそれらのデータがさらに補強されている。

仮に有識者会合が当社の提示した調査結果について技術的観点から疑義があるとするなら、さらにデータに基づき技術的議論を重ねる必要があるのであって、その技術的決着を見ないまま打ち切って、一方的な断定をするというのは、公平・公正ではなく、また科学的合理性のある判断とは言えない。

なお、有識者会合は、第1回評価会合以降これまでのところ、結論を導くに当たって重要な要素となる「連続性」と「活動性」について、データに裏付けられた論拠づけは全く行っておらず、いずれも「推定」や「可能性」、さらには「あったものとする」といった感覚的な推量・推測といった議論がなされているに過ぎず、これでは科学的合理性のある判断とはおよそ言えない。

また、有識者会合では、D-1破砕帯が活動性のないことを否定できない理由として、D-1破砕帯とK断層の活動時期及び連続性の点を挙げているが、有識者会合は単なる可能性や推定を提示するのみで具体的根拠等は何ら示しておらず、客観的データ等に基づいた当社見解を弱めるものとはなりえない。

これらのことについて当社は、平成25年5月22日に原子力規制委員会に対し、公開質問状を提出し、回答を求めたが、科学的議論をする、説明責任を果たすと明言している原子力規制委員会からは2か月以上経過した時点においても回答がない。

以 上